

国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける

発注者責任に関する懇談会

懇談会規約

(総則)

第1条 建設生産システムに関する現場の実態及び諸課題を踏まえ、発注者責任の観点から建設生産システムのあり方及び課題への対応方針についての検討を行い、提言を行うため、「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会(仮称)」(以下「本会議」という。)を設立する。

(本会議の事務)

第2条 国土交通省所管の直轄工事において、建設生産システムのあり方及び課題への対応方針についての検討を行い、取り組む施策の基本的方針等を提言する。

(本会議の構成)

第3条 本会議は、会議の長(以下「委員長」という。)及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、会議を統括する。
- 3 委員の構成は、別紙に掲げる者とする。
- 4 本会議は、必要に応じて委員の追加を行うことができる。
- 5 本会議は、必要に応じて参考人のヒアリングを行うことができる。

(本会議の開催)

第4条 本会議は、委員の二分の一以上の出席をもって成立する。

- 2 会議は公開を原則とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。
- 3 会議の議事概要は速やかに公表する。

(専門部会)

第5条 本会議に、個別施策について専門的視点から検討を行うために、専門部会を置く。

- 2 専門部会の構成及び運営に関し必要な事項については、委員長が定める。

(事務局)

第6条 本会議の事務局は、大臣官房技術調査課、国土技術総合政策研究所総合技術政策研究センター及び関東地方整備局企画部技術調査課に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、本会議の運営に関し必要な事項については、本会議で定めるものとする。

附 則

1 この規約は、平成18年 5月17日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成18年 9月29日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成19年 4月20日から施行する。